

【第4期島根県障がい福祉計画の策定について】

●委員

社会適応訓練事業について、障がい者基本計画には位置付けてあるが、障がい福祉計画では触れられていない。事業として存続しているのか。

○事務局

県の事業として、保健所が中心となりながら関連機関と協議会を設置し、実施をしている。国はこの事業を大きく推進することとはしていないので、非常に対象者が限られている。

●委員

国から地域生活支援拠点など新しいメニューが出されているが、これらについて、県の障がい者基本計画の方に反映するのか、次の改訂まで待つのか、考え方をお聞きしたい。

また、地域生活支援拠点について、グループホーム等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時対応機能を付加したものということだが、イメージとしては1市町村一つということなのか、グループホームがあればそれに全部付加していくということなのか。

○事務局

障がい福祉計画で示された新しいメニューについて、障がい者基本計画へは反映させることは、検討していない。障がい者施策の方向性を障がい者基本計画に示しているが、新しいメニューがその方向性を変更するものとは考えていない。

地域生活支援拠点は、障がい者が地域で安心して生活できるよう、国が制度として27年度からの実施を考えており、多機能拠点整備型と面的整備型の2種類ある。

多機能拠点整備型は、相談支援事業所の基幹となる基幹相談支援センターを設け、グループホーム等と一緒に支援拠点となって、医療機関等専門的な分野と連携をして、障がい者に対応するもの。

面的整備型は、そうした拠点は特に整備せず、既存の相談支援事業所や施設・グループホームが、医療機関や緊急時に受け入れする短期入所の事業所と連携強化をして、対応していくもの。

基本的に各市町村に1か所ずつ整備したいというのが国の考え方だが、多機能拠点整備型、面的整備型の具体像は、国の説明でも分かりにくかった。国は、27年度に2分の1補助のモデル事業をすることであり、もし市町村から手が上がれば、当然一緒になって助言しながら進めていきたい。また、手が上がらない状況であれば、実際にど

のように進めていくかを十分注視していきたい。

●委員

国に確認したが、今言われた親亡き後の高齢者や心臓など医療的な対応が要するという人の終の棲家的なものを国は計画している。平易に言うと、グループホームで看取りが出来るかどうかというモデルをやりたいということのようだ。

●委員

難病が障がい者に入るようになったと聞いたが、計画案に記載があってもいいのではないかと思う。

○事務局

障がい福祉サービスの計画であることから、従前の計画でも特に記載はしていない。難病の方も対象という記載はないが、難病の状況によっては障がい福祉サービスを使えることを前提に計画は策定されている。また、障がい福祉計画の上位計画である障がい者基本計画には、難病の方で一定の障がいのある方は対象になると記載してある。障がい福祉計画での記載については検討させていただきたい。

●委員

障がい福祉計画を作成し目標設定するのは大変結構なことだと思うが、実際に懸念されるのは、これらのサービスを提供する介護福祉の職員の確保だと思う。若者の地域への定住が進まず、専門学校等が介護福祉のコースをやめたりする状況で、介護福祉士あるいは保育士、看護師といったサービスを基本的に支える人材をどうやって確保していくかというのは、島根県では難しい問題ではないかと思っている。

人材確保の方策をどこまで県が考えるのか。少し前までは不景気で雇用の受け皿として介護職があったが、景気が回復にともない介護職の雇用は再び少なくなる方に作用しており、介護福祉職の高齢化が問題になってくるのではないかと非常に懸念している。

○事務局

介護人材については、介護保険の方で必要とする人数が多く、障がいの介護職員は老人福祉の方のおおよそ10分の1弱という状況。県高齢者福祉課や県社協の人材センターで、介護人材の確保のために様々な事業を行っているので、障がい福祉の介護人材の確保については、それらと一緒に歩調を合せて行っている。ただ、障がい福祉には、高齢者福祉にはない就労支援などの施策があることや仕事の魅力をどう伝えていくのかを考えていかなければいけない。

今回の計画でも人材育成を記載しているが、これまでは、介護職員よりも、サービス

等利用計画の策定が急務だったので、相談支援専門員を増やすことを最優先に取り組んできた。また、サービス従事者養成研修も、元々おられる介護職員のスキルアップ的な研修が大部分である。ただ、介護の世界に入ってもらうためのきっかけづくりは、高齢者福祉課などと一緒に健康福祉部全体として取り組んでいく問題だと思っており、その中の障がい分野についてどのように発信していくかということを考えて検討していきたい。

●委員

結局地方で働くことに魅力がないと働かないが、給与等の待遇が非常に大きな要素ではないかと思う。相談支援も頑張ったが、市町村から大幅に来年度の事業費を削減され、ひどい仕打ちではないかと思われるところもある。地方でそういったものを支えるという重要性を国が認めないとなかなか難しいが、訴えかけをしていかないといけないと思っている。

【障害者差別解消法について】

●委員

各障がい者団体が中心になって、条例づくりの準備をしていると思うが、法と条例の関係はどうなるのか。

○事務局

法は、障がいを理由とする差別の解消に向けた制定を妨げるものではない。既に条例を制定済の団体も特に廃止することなく、取り組んでいる。

【県障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会及び発達障がい者支援部会について】

●委員

高次脳機能障がい者の支援の取組について、コーディネーターが具体的に何人配置されているか。

○事務局

県の支援コーディネーターとして、エスポアール出雲クリニックに1名配置している。

●委員

資料の中の、保育所等巡回相談と、保育所等訪問事業と、障がい児等療育支援事業について、分かりやすく違いを教えてください。

○事務局

保育所等訪問支援事業は、法定サービスで、親御さんが発達障がいを受容されて、手帳等を申請してサービスを利用されるもの。障がい児等療育支援事業は、県単独事業による集団療育サービス等で、親御さんの受容がなくてもよい。保育所等巡回相談にはいろいろな種類があり、保育士さんや学校の先生が、困っている子を集団の中でどう対応したらいいかということについて、専門チームが助言を行うものである。

●委員

先日、西部の発達障がい者支援センターに見学に行ったが、昼間就労につながらない人たちに関わるという部署の活動場面があったと聞いた。東部は、ケースを持たず、日中に関わることをしていないが、スーパーバイズできるのかと感じる。東部と西部とかなり格差があるように思う。発達障がい者支援センターと名がつく機関なので、きちんとケースに対応できるような空間、機会、活動をお願いしたい。

○事務局

東西に二つの発達障がい者支援センターがあるが、その社会資源には大きな差があり、社会資源の状況に応じて活動に少し差があるということは承知している。東部は高校の中にある青年たちが集まる場所でやっており、西部は学校から離れた青年が集まる場所でやっているという状況で、そこは課題だと思う。発達障がい者支援センターに関しては、27年度からスキルアップとして少し強化を図っていく。

●委員

保育所等の巡回相談とあるが、保育所では先生方が早く見つけて母親に話しても、逃げている母親が年々増えているのではないかと思っている。親の姿勢を誰が直すか、声がけするかというのは非常に大きな問題があるのではないかとと思う。

また、障がい者の母親が高齢になり、母親が亡くなった後の話が全然できない家庭は見ている心配である。就職したがうつになり家にいる方や入院するほどでもないが家庭でじっとして経済的に困難な方も年々増えている。支援がない分野となっていて、お願いになるかもしれないが、こういった方が一人でも少なくなるように、いい方向へ歩んでいただけたらと思う。

○事務局

保育園での親御さんの状況は、保育士さんたちからも聞いている。1歳半からの検診を強化したというのは、支える側のスキルアップが大事だと思っているから。親御さんが困った時に手を差し伸べられれば上手くいき、あまりあせると悪化することもあるということを共有しながら良い仕組みを作っていただければと考えている。

【サービス等利用計画の進捗状況について】

●委員

島根県が1位だったのに7位ぐらいに下がっている。

○事務局

相談サービス利用計画のやり方として、障がい者の方自身や保護者の方が作るセルフプランも特例として認められているが、この場合、相談支援事業所が行うモニタリングの作業がなくなるので、国としてはあくまで例外的な措置だとしている。順位の高い県はこのセルフプランを推奨して数字をあげているところもあり、国が警告を発している事実がある。島根県はこのセルフプランの割合は非常に少なく、基本的にはこの相談支援事業所の方に関わっていただき、相談支援事業所が関わって計画を作っている割合はおそらく島根県は現在でも全国トップクラスだと思っている。